

郵便切手類模造等の許可に関する省令の一部を改正する省令
郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和四十七年郵政省令第三十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改	正	後	改	正	前
付録様式 1 郵便切手類模造等許可申請書 100—8926 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 2 号 総務大臣 殿 申請者 (氏名又は名称) (電話) 年 月 日			付録様式 1 郵便切手類模造等許可申請書 100—0013 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 2 号 総務大臣 殿 申請者 (氏名又は名称) (電話) 平成 年 月 日		
郵便切手類模造等取締法第 1 条第 2 項の許可を受けたいので郵便切手類模造等の許可に関する省令第 3 条の規定により申請します。 [表略] 備考 [削る] 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 付録様式 2 郵便切手類模造等許可書 郵便切手類模造等の許可に関する省令第 2 条第 1 項の規定により、 <u>年 月 日</u> の申請を次の条件により許可します。この許可条件に違反した場合には許可は効力を失います。 [表略] [備考略]			郵便切手類模造等取締法第 1 条第 2 項の許可を受けたいので郵便切手類模造等の許可に関する省令第 3 条の規定により申請します。 [表同左] 備考 記名押印に代えて署名することができる。 1 [同左] 2 [同左] 3 [同左] 4 [同左] 5 [同左] 6 [同左] 7 [同左] 付録様式 2 郵便切手類模造等許可書 郵便切手類模造等の許可に関する省令第 2 条第 1 項の規定により、 <u>平成 年 月 日</u> の申請を次の条件により許可します。この許可条件に違反した場合には許可は効力を失います。 [表同左] [備考同左]		
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。					

附 則

この省令は、令和二年十二月二十五日から施行する。

○農林水産省令第八十三号

養蜂振興法（昭和三十年法律第百八十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十一日

農林水産大臣 野上浩太郎

(ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部改正)

第八十二条 ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令(平成二十八年農林水産省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㉔」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第四号中「㉔」を削り、備考を削る。

別記様式第五号中「㉔」を削る。

別記様式第六号中「㉔」を削り、備考を削る。

(テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部改正)

第八十三条 テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令(平成三十年農林水産省令第十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㉔」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第四号中「㉔」を削り、備考を削る。

別記様式第五号中「㉔」を削る。

別記様式第六号中「㉔」を削り、備考を削る。

(日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令の一部改正)

第八十四条 日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令(平成三十一年農林水産省令第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式表面中「㉔」を削り、同様式裏面中「㉔印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは、無効とする。」を削る。

(農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第八十五条 農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和二年農林水産省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第8条関係)

(表)

身分証明書		第 年 月 日 発行
氏名		
写真		
真		
上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第40条第1項の規定による立入検査又は質問をずる職員であることを証明する。		
独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長		

(裏面)

漁業法(抄)

第百七十六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。

3 前二項の規定により当該職員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

第百九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一五 (略)

六 第百七十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第百七十六条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考 用紙の大きさは、縦八十五ミリメートル、横六十ミリメートルとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。